

○議事日程

令和7年3月14日（金） 第4日

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員

10 名

1 番	広瀬 恵理子 君
2 番	加藤 雅浩 君
3 番	長谷川 淳 君
4 番	村山 博司 君
5 番	松本 暁大 君
6 番	三宅 祐司 君
7 番	松原 浩二 君
8 番	櫻井 明 君
9 番	渡邊 憲司 君
10 番	木下 美津子 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	後藤 友紀 君
副町	長	傍島 敬隆 君
教 育	長	野原 弘康 君
会 計 管 理	者	小関 久志 君
総 務 部	長	堀場 康伸 君
総 合 政 策 部	長	安田 悟 君
福 祉 部	長	岩田 恵司 君
土 木 部	長	井上 哲也 君
住 民 部	長	小野木 崇夫 君
総 務 課	長	服部 貴司 君

財 政 課 長 記 野 雅 之 君
総 合 政 策 課 長 摂 田 真 広 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 三 輪 学
書 記 西 脇 信一郎

開議

午前10時00分 開議

○議長（櫻井 明君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

第1 会議録署名議員の指名について

○議長（櫻井 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において7番
松原浩二議員、9番 渡邊憲司議員の両君を指名します。

第2 一般質問

○議長（櫻井 明君） 日程第2、これより一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

9番 渡邊憲司議員。

○9番（渡邊憲司君） 皆さん、おはようございます。

9番議員の渡邊です。

議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

1つ目は、介護についてご質問させていただきます。

9月の一般質問で、紙おむつ購入助成金の支給が多く在宅介護者にとって今一番必要とされる施策となるか、あるいはこの施策以外にプラスして望まれる施策なのか、今後も調査・研究を続けてまいりますとの回答でした。

おむつ助成に関しては、私の念願がかないましたが、施策以外にプラスして望まれる施策が必要だと考えています。

1. 最も重要な生理現象の一つである排泄行為が在宅介護にとって大きな負担になっており、寝たきりで身体が硬直した人のおむつ替えは非常に難しく、その行為を1日に何度も繰り返さなければならず、困難の極みと言えます。在宅介護で寝たきり

の場合、ボトックス注射をし、その後もリハビリをすることによって四肢が硬直して困難だったおむつ替えをするときに障害者が痛がることなく、おむつ替えが楽になり、排せつ物が布団などに付着するリスクの軽減にもなります。

そこで、身体障害者の等級に応じたりハビリ補助金をつけ、在宅介護の推進とその家族の支えになれる岐南町にしていくべきではありませんか。

2. おむつ助成は高齢者と考えがちですが、生まれ持った障害や事故、手術、病気などでおむつを必要としてみえる方もいます。そうした方々にもおむつ助成は必要だと思いますが、町の考えを教えてください。

○議長（櫻井 明君） 岩田恵司福祉部長。

○福祉部長（岩田恵司君） 渡邊議員の1項目め、障害者などへの支援についての1つ目のご質問、身体障害者の等級に応じたりハビリ補助金の考えはについてお答えのほうをいたします。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービスに、自立訓練の機能訓練サービスがございます。機能訓練サービスの対象となる方は、地域生活を営む上で、身体機能、生活機能の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害の方です。具体的には、1つ目、入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などが必要な者。2つ目として、特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者等でございます。

令和7年2月末現在、本町において、機能訓練サービスを利用の方は見えませんが、支給要件に該当する方からサービス利用の申請があった場合には、適切に処理をし、支給決定をしております。

議員ご質問の身体障害者の等級に応じたりハビリ補助金の考えはにつきましては、国の制度による障害福祉サービスにより提供ができております。なお、ボトックス注射につきましては、治療行為として行われることですので、リハビリ補助金の対象外であると認識をしております。

次に2つ目のご質問の生まれ持った障害や事故、手術、病気などでおむつが必要な方へのおむつ補助への考えはについてお答えのほうをさせていただきます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による市町村地域生活支援事業における市町村必須事業に日常生活用具給付事業がございます。障害者・障害児・難病患者の方の日常生活上の便宜を図るために実施しているものでございます。

議員ご質問の、生まれ持った障害や事故、手術、病気などでおむつが必要な方へのおむつ補助の考えはにつきましては、既に日常生活用具の給付において、3歳以上の方で、1つ目として、膀胱機能障害または直腸機能障害（紙おむつ等の用具類を必要とする者に限る）で、治療によって軽快（改善が見られ、退院時点で外来など継続的な治療を必要とするもの）の見込みのないストマ、いわゆる人工肛門ですが、その周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者、2つ目としまして、先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害または高度の排便機能障害のある者。3つ目としまして、先天性鎖肛（直腸肛門奇形等）に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者。4つ目としまして、脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な者で、将来にわたって紙おむつ以外での対応が困難な者（ストマ用装具の支給を受けていない者に限る）のいずれかに該当する方に給付を行っており、令和6年度、令和7年2月末現在で50名の方に延べ175回の給付を行っております。

議員ご質問の生まれ持った障害や事故、手術、病気などでおむつが必要な方へのおむつ補助の考えはにつきましては、現在、町が在宅の重度身体障害者に対して日常生活用具給付事業における排せつ管理支援用具として給付を行っておりますので、引き続き対象者へ適正な給付を行ってまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 9番 渡邊憲司議員。

○9番（渡邊憲司君） 2つ目は自治会についてご質問させていただきます。

9月の一般質問で、自治会の在り方検討会の中で、自治会の負担軽減を進め、加入するメリットの検討を行うなど、自治会活動の持続性を高めてまいりたいと考えておりますとの回答でした。

1. 自治会加入者へのメリットとして、ごみの有料化に関連させていくのはどうでしょうか。理由として、自治会の生ごみを捨てる場所は、自治会が土地の持ち主などに交渉し頼んで場所を確保していただいている経緯を考えると、自治会からごみ袋などを買うと安く買えるようにすることで、自治会がごみ捨て場の管理をしている理由と自治会加入者へのメリットにもつながりますので検討していくべきではありませんか。

2. 自治会の在り方検討会の中で、こうしたごみの有料化に関連することなどの検討課題などを行政側から提案などされていますか。

3. 平等な考え方とは、社会的な視点から考えると、会社で仕事を頑張っている人と会社で仕事を頑張っていない人と同じ給料では駄目だと思います。それと同じで、自治会加入者と自治会非加入者では岐南町への貢献度も違っているのに同じ待遇では

おかしいとの声も住民から上がってきていることに、岐南町はどう考えているのか。
以上です。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 渡邊議員の２項目め、自治会存続に向けた町の考え方についての１番目のご質問、自治会加入者のメリットとして、ごみの有料化に関連づけてはについてお答えいたします。

自治会へ加入するメリットや負担軽減につきましては、自治会の在り方検討会の中で様々な検討を行っており、自治会長の負担軽減として、自治会長会議の年間開催回数の変更や自治会が負担と感じている業務の洗い出しを進めております。

また、直近の自治会の在り方検討会では、ごみの有料化やごみの出し方ルールについて、議題として取り上げたところでもございます。

また自治会につきましては、任意の団体であり、加入の義務はありません。そのため、自治会へ加入するメリットを生み出すために、自治会の方々には魅力ある自治会づくりを進めていただいているところであり、町もその支援を行っております。

議員ご指摘の自治会加入者にごみ袋を安く購入してもらうことにつきましては、メリットを生む一つの手段であると認識しておりますが、一方、ごみ袋を安く購入することで、ごみの分別意識が低下し、ごみの量が増える可能性も考えられます。町としましては、自治会の加入率が上がるよう、自治会の在り方検討会で引き続き検討し、魅力ある自治会づくりへの支援をまいります。

続きまして、２番目のご質問、自治会の在り方検討会で行政側から提案などされていきますかについてお答えいたします。

自治会の在り方検討会が組織された経緯につきましては、自治会長会議で時間や参加人数の関係で深い議論ができない内容に関して検討する場を設けるため、自治会連合会から提案され、令和３年度より組織されたものであり、自治会側が主導して行う検討会であります。

自治会の在り方検討会への行政側からの検討課題の提案につきましては、基本的には自治会側から提案された議題について検討するものでありますが、自治会の円滑な運営や負担軽減につなげるため、自治会の在り方検討会の議題として提案させていただいているところもあります。

続きまして、３番目のご質問、平等と社会的な視点から考えると、自治会加入者と自治会非加入者は岐南町として同じ待遇でよいのかについてお答えいたします。

自治会における公平性や平等性は非常に重要なテーマであり、住民の皆様の多様なニーズにお応えするため、慎重に考慮しなければならない課題でございます。

自治会加入者と非加入者の待遇についてですが、自治会は地域のコミュニティー活動を支える重要な役割を果たしており、加入者は地域の発展や住民同士のつながりを深めるために積極的に貢献しています。しかしながら、自治会に加入していない方々も地域社会の一員として生活しており、様々な形で地域に貢献していることも事実であり、加入者と非加入者の貢献度は異なるものの、どちらも地域社会において重要な存在であります。町といたしましては、自治会加入者と非加入者の待遇に差をつけることは考えておりません。

議員のご指摘のとおり、住民の声があることは認識しておりますので、引き続き地域の課題やニーズを把握し、よりよい地域づくりに努めてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 9 番 渡邊憲司議員。

○9 番（渡邊憲司君） 議長のお許しを得まして再質問させていただきます。

住民がなぜこんなことを言っているのかといいますと、自分の土地や自宅の前にごみ捨て場を置いてもよいと思っている理由として、同じ自治会員の方から頼みに来て、同じ自治会員さんたちのために許可を出している現状があるからです。

自治会員さんと非自治会員さんの差別はしないということはよいのですが、差別がない以上、自治会が解散した場合も、他の存続している自治会と同じ扱いで、歩いて約一、二分以内で生ごみを捨てる場所を確保していただけるということによってよいでしょうか。以上です。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 渡邊議員の2項目、自治会存続に向けた町の考え方についての3番目のご質問、平等と社会的な視点から考えると、自治会加入者と自治会非加入者と岐南町として同じ待遇でよいかについての再質問にお答えいたします。

自治会につきましては、地域社会の運営や発展において重要な役割を担っており、町にとっても地域にとってもなくてはならない存在であると認識しております。町といたしましては、地域の課題やニーズを把握し、自治会が継続して活動できるよう、引き続き支援をしてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 4 番 村山博司議員。

○4 番（村山博司君） 4 番議員 村山でございます。

議長のお許しをいただきましたので、大きく2つの項目について分割質問させていただきます。

まず最初に、町長の考える町民最優先のまちづくりについてお伺いいたします。

プロセスを最も重視したい新規事業については、投資効果や緊急性を考慮し、令和

7年度からの公約の実現に向けて全力を傾注するという町長の思いについて、以下8点質問させていただきます。

まず1つ目、投票率向上の取組についてお伺いいたします。

今年1月に行われた知事選挙、入場券がなくても投票できる案内が投票会場に分かりやすく示されておりました。選挙管理委員の皆様、職員の皆様には、ここで改めて敬意を表したいと思います。

また、ただ岐南町の投票率は岐阜県下42市町村の中でも、最下位とはいませんが下から数えたほうが早いぐらい下位のほうであります。投票率アップの施策が望まれると思います。とりわけ投票に行きにくい、特に高齢者や障害者など弱者の方への対応も、されてはみえると思いますが、今後もっと求められるところではあるかと思います。投票しやすい環境づくりが望まれますので、今後の町の取組についてお伺いしたいと思います。

また、18歳から投票ができるようになったものの、若い世代の投票率は低いです。教育現場での選挙の投票の重要性、あるいは投票は国民の義務、必要性の社会教育を教育現場でも取り組んでいただけたらと思います。投票率のアップにつながりますので、この点についても教育長のご所見をお伺いしたいと思います。

2つ目、固定資産税の課税誤りは終結したのかどうかをお伺いしたいと思います。

人的ミスは大小あり得るものだと私も思いますが、いまだにミスがあるようでは町民の不信を招きかねません。全件調査を行ったとお聞きしましたが、終結したとの理解でいいのか、お伺いしたいと思います。

3つ目、いまだ行われていないタウンミーティングについてお伺いいたします。

ワークショップとタウンミーティングは違います。ワークショップは、参加者の主体性を重視した体験型の講座、あるいはグループ学習、研究集会などを指す言葉だと理解をしております。参加者個々が考え、お互いに協力し合い、与えられたテーマを基に展開するスタイルの会議や共同作業のことです。タウンミーティングは、町民と直接対話をすることによって、町政に対する町民の意見・提案を聴取することを目的として開催されるものであります。

昨年4月の町長選挙から表明されてみえたタウンミーティングによる町民の声を広く聞くこと、あるいは昨年6月議会での町長就任後の所信表明におけるエビデンスとプロセスを最も重視した公約を実現するにはという政治家としての町長の評価は、私はしたところであります。

ただ、しかしながら、1年たとうとしている今、タウンミーティングの開催は、さきの定例会でもありました、いまだにゼロのままであります。新規事業を含めた新年

度予算の議案として出されましたが、なぜタウンミーティングの公約が果たされていないのか合理的な理由を示していただきたいと思います。

4つ目、将来に負担を残さない財政運営についてお伺いします。

前回の定例会では、予算編成中ですのでお答えできないとのことでありました。もう予算編成作業は終了しましたので、将来負担となる事業があるのかないのか、具体的に示してください。

5つ目、巡回バスについてお伺いします。

令和7年度は取りあえず廃止をしないということでしょうか。遅くとも令和8年度末をもって廃止するのか、コミバスを高齢者の外出支援と考えることに問題はないのかお伺いしたいと思います。

前回も述べましたが、通勤、通学あるいは岐南町への移住や定住を検討している方々の生活への影響が、コミバスを廃止することによって大きくなるのではないかと思います。幅広い年代の住民が利用しやすいようにするのが、私は必要不可欠ではないかと考えております。町長のお考えをお聞きます。

6つ目、ごみ問題についてお伺いします。

町民の皆様が一番の関心は、ごみの有料化問題であります。

町長の公約は、全事業の再点検をし、将来負担を残さない財政運営とのことであります。少しでも町民の皆様の負担の軽減ができるように、あるいは高齢者、障害者など弱者の方への対応を考えていただくのも必要ではありませんか。

いわゆる、例えば一つ例を挙げますと、粗大ごみの回収の場所を分散化してほしいという声をよく聞きます。町長の公約であるタウンミーティング、町民説明会を頻繁に開催していただいて、町民の皆様が納得できるような周知徹底を図るべきではありませんか。町長の決意をお伺いします。

7つ目、子育て政策についてお伺いいたします。

町長自ら報酬を削減してまでやりたかった子育て政策を説明していただきたいと思います。また、削減した自身の給与をどう財源に反映したのかを具体的にご説明願います。

8つ目、機構改革についてお伺いいたします。

4月1日から機構改革が行われます。私、実は「マイタウンぎなん」3月号に広報されると思っていました。町民の皆様にご混乱することのないよう、プロセスを踏まえ周知徹底すべきだと思います。

昨今の公務員の成り手不足や人件費の財政への影響などにより、岐南町に限らず、正職員の確保難、あるいは会計年度任用職員の増加がどんどん進んでいると思いま

す。このたびの機構改革や人員配置で会計年度任用職員に頼る配置が検討されているのかも伺いしたいと思います。さらに、職員の配置は現状の人数で問題ないのか、各課への人数配分をお示ししていただければ幸いです。あわせて、令和7年度の職員のスペシャリスト化に関する町長の方針をご説明ください。

以上で1点目の質問を終わります。

○議長（櫻井 明君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 村山議員の1項目め、1番目のご質問、投票率向上に係る教育現場、特にこの場では義務教育に関して、その取組についてお答えをいたします。

選挙についての学習は、小・中学校ともに社会科の授業で行っております。

小学校では、6年生で「国の政治のしくみと選挙」の単元において、選挙の仕組みや国会・内閣・裁判所の働き、三権分立の仕組み、税金の働きを学習します。単元の導入では、国会議員選挙に立候補している3人の演説を聞いている場面が設定されており、自分だったら誰の意見に賛成かを考える活動を通して、自分の意見と近い人を選ぶことで自分たちの意見を政治に反映させていく仕組みを実感できるよう工夫がなされております。

また中学校では、3年生の公民分野「現代の民主政治と社会」の単元において、政治と民主主義、選挙の意義と仕組み、政党の役割、マスメディアと世論、そして選挙の課題と私たちの政治参加を学習しております。

導入の活動として、首長選挙を扱い、工場が移転したことで空き地になった4万平方メートルの土地をどのように利用するかを焦点に、4人の候補者から誰を首長に選ぶかを考える、そうした活動が仕組まれております。小学校と比べて、市の人口や世帯数、あるいは市の主な施設、市民へのアンケート調査といった幾つかの資料が準備をされており、多様な視点から考えられるように工夫をされています。

また、中学校の小単元の終末には選挙の課題、具体的には投票率の低下や1票の格差等について学習し、自分たちがどのように政治に関わるとよいか考えるようになっています。

このように学校では、社会科の授業を中心に、身の回りの社会の仕組みに関心を持ち、自分と社会との関わりに気づき、社会の機能やその意義などについての認識を広げ、深めていくことを通して、主権者意識を醸成し、社会参画の意欲を高めるよう指導をしているところでございます。以上です。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 村山議員の1項目め、1番目のご質問、投票率向上の取組はについてお答えいたします。

高齢者や障害者の方が安心して投票できるように、車椅子利用者が移動しやすいようなスペースの確保や高さが低い記載台の設置、車椅子の貸出しを行うなど投票所づくりに心がけております。また、必要に応じて介助者がサポートできる体制を整えることの配慮や自ら投票用紙に候補者の氏名等を記載することができない方につきましては、家族など付添いの方が投票用紙に代筆することは、公職選挙法の規定により認められていないため、代理投票制度をご活用いただくようご案内し、速やかに対応できるよう事務従事者の体制を整えております。

身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で一定の要件を満たしている方や要介護5の要介護者の方で、事前に申請手続を踏まえて郵便等投票証明書の発行を受けた方が自宅で投票することができる郵便投票制度、都道府県選挙管理委員会が指定した病院等に入院・入所されている方や選挙人名簿登録地以外にいる方でも投票することができる不在者投票制度の利用促進も重要な施策としてございます。

選挙管理委員会では、郵便等投票証明書を発行している方に対しまして、選挙の都度、個別に連絡を取り、投票用紙交付請求の意思の確認を行うなどしており、投票の機会を損なわないよう配慮しているところでございます。これらの制度の周知を強化することで、多くの方々に選挙に参加していただけるよう努めてまいります。

教育現場の取組といたしましては、生徒会の選挙において実際に選挙で使用しております投票箱などの貸出しや、町内の小中高生に明るい選挙啓発ポスターコンクール事業にご参加いただき、選挙が身近なものであることを感じられるような活動を実施しております。啓発ポスターにつきましては、選挙管理委員会において入選作品を選定し、選挙の際には、投票済証明書のデザインとして活用させていただいているところでございます。

投票率向上のための取組は、民主主義の根幹を支える重要な施策でありますので、今後も選挙権のない子供たちに対して選挙を身近に感じていただき、将来的な投票行動につながるような啓発事業を実施してまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 議員の1項目め、町長の考える町民最優先のまちづくりについての2番目のご質問、固定資産税の課税誤りは終結したのかについてお答えを申し上げます。

昨年の報道発表を伴います課税誤りが続き、関係の皆様にも多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを改めて深くおわびを申し上げます。

6月に課税誤りが発生した際に申し上げましたとおり、当時の課税誤りの発生に起因する全件の調査を早急に指示いたしました。その後も、その他の課税誤りがない

か、過去に遡り時間がかかっても適切な課税に正していくように総点検をするように指示いたしております。

詳細につきましては、担当部長より順次申し上げますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 村山議員の1項目め、町長の考える町民最優先のまちづくりについての2番目のご質問、固定資産税の課税誤りは終結したのかについてお答えいたします。

先ほど町長も謝罪を申し上げましたが、担当部長としても改めて深くおわびを申し上げます。

報道発表した件につきましては、対象となる納税者の皆様に対し、丁重な謝罪の上、速やかに追加の課税または還付の処理を実施いたしました。また、それ以降、再発防止のため、複数人によるチェック、入力確認を一層徹底して実施しております。

しかしながら、一般論として、課税処理を行う上での事務処理ミスにつきましては、本来あってはならないことではございますが、人間が携わるものである以上、完全になくすことはできない類いのものではございます。また、過去に間違った処理が現在になって発覚するケースもわずかではございますが、発生してしまっているのが現実です。

こういった実情の中ではございますが、限りなくミスをなくすための改善や工夫は今後も継続して行っていく必要がございます。さらなるミスをなくす取組といたしまして、複数人によるチェックや入力確認の徹底を基本として、さらに事務の確実な引継ぎ、スケジュールや進捗の管理を徹底することで、事務の疎漏の防止に努めてまいります。

また、法的知識の習得や課税システムについての理解も常に深めていかなければなりません。特に課税システムにつきましては、本年10月に全庁的に標準化対応システムに切り替わることから、入力方法が一新されることとなります。切替えに当たり、課内での役割分担を考慮するとともに、相互にフォローできるような体制で臨みたいと考えております。

これらの対策が有効に機能するよう、自由に議論もしくは指摘し合えるような職場環境の醸成に努め、職員相互のコミュニケーションを円滑化させ、より一層ミスがなくなるよう再発防止に努めてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 村山議員の3番目のご質問、いまだ行われていないタ

ウンミーティングについてお答えいたします。

令和7年度に実施を計画しております住民ワークショップは、本町の重要施策である公共交通の今後の在り方をテーマに、幅広い世代による多様な意見が交わされる場にしたいと考えております。また、参加者につきましては、住民を対象に公募を行うとともに、小学校区それぞれでの実施を予定しております。

なお、ワークショップとは、まちの課題などをテーマに設定し、ファシリテーターが中立の立場で参加者の意見を聞きながら、進行管理や合意形成を図る方式のことです。本町においても、過去にタウンミーティングを実施しておりますが、町への要望を届ける場となりがちで、一部の意見に偏ることもあったことから、参加する住民が自主的・主体的に考える場となるよう、ワークショップ方式で実施するものです。

また、ワークショップに不可欠なファシリテーターにつきましては、すべての参加者が発言しやすい雰囲気づくりや意見をまとめ合意形成を導くため、十分な知識や経験が求められるとともに、テーマについてのデータ収集や分析などの準備期間も必要となります。本年度実施したアンケート調査の結果などを踏まえ、住民が納得いく事業の見直しを行ってまいります。

今後も、本町の重要施策について住民に意見を求める際には、ワークショップ方式のように、参加する住民が自主的・主体的に考える場となるよう努めてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 村山議員の1項目め、町長の考える町民最優先のまちづくりについての4番目のご質問、将来に負担を残さない財政運営についてお答えいたします。

将来に負担を残さない財政運営については、非常に重要な課題でございます。

全国的に見ても地方自治体の財政状況は厳しく、特に人口減少や少子高齢化が進む中で、将来的な財政負担を軽減するための取組が求められており、持続可能な地域社会の実現に向けた対策が必要と認識しております。

本町では、財政運営の健全化を図るために、歳入の確保と歳出の適正化を進めております。

歳入については、国や県からの支援や助成金を積極的に活用することで財政負担の軽減に努めており、自主財源の根幹をなす町税の徴収率向上のための滞納整理も進めております。今後は、デジタル化や環境対策など、新たな政策分野へ対応していくため、国や県の支援を受けるための情報収集やネットワーク構築にも力を入れてまいります。

また、ふるさと納税の寄附金については、魅力のある返礼品の拡充や効果的な施策を検討し、企業版ふるさと納税については、本町の地方創生の取組にご賛同をいただきながら、寄附という形で応援していただけるよう取り組んでまいります。

次に、歳出ですが、住民に効率的かつ効果的な行政サービスを提供するため、予算作成時に既存事業の見直しや新規事業の優先順位を明確にしております。限られた予算を有効に活用し、歳出の適正化に努めてまいります。

将来世代へ負担を残さないために、今後も持続可能な財政運営を徹底してまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 村山議員の1項目め、5番目のご質問、巡回バスについてお答えいたします。

令和7年度につきましては、コミュニティバスだけでなくコミュニティタクシーを含めた本町の公共交通の今後の在り方について住民ワークショップを計画しており、コミュニティバスを廃止する予定はございません。

なお、令和8年度につきましては、高齢者の外出支援という目的に対し、目的にかなう代替手段の提示をすることを前提に、契約期間が満了する令和8年度末をもって現行のコミュニティバスの運行を終了することとして進めております。

続きまして、6番目のご質問、ごみ問題についてお答えいたします。

ごみ有料化につきましては、今年度、町廃棄物対策協議会の提言を基に基本計画案を策定し、令和6年11月から1か月間にわたり、町のホームページ及び全町民センターで計画案を公開、町民の皆様から広く意見を募集しました。これまでいただいた町民の意見につきましては、全てを完全に反映させることは難しいものの、対応可能な部分につきましては十分に考慮し、できる限り反映させることで、より多くの町民の皆様にご納得いただける形で実施してまいり所存でございます。

ご質問にございます弱者への対応、回収場所の分散化につきましては、岐阜市では3か所設置、本町におきましては1か所を予定しており、適切な配置と考えております。

ごみ出し困難者へのその他支援策につきましては、現在慎重に検討中であります。

有料化の目的や必要性を理解していただくとともに、特に新しいごみの出し方では、より理解を深めていただけるよう、議員ご質問の説明会の開催や自治会長会議、環境美化監視委員会、広報紙、町ウェブサイトなど、様々な方法で引き続き、広く周知説明してまいります。

有料化の開始まであと約1年でございます。この期間中に町民の皆様が十分に準備

できるよう、段階的に適切な情報を提供し、移行ができるだけスムーズに行われるよう準備を進めてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 岩田恵司福祉部長。

○福祉部長（岩田恵司君） 村山議員の7番目、子育て施策についてお答えのほうをいたします。

後藤町長の言葉をお借りすれば、厳しい財政状況を認識し、公約実現に向けてスピード感を持って実施するために、令和6年第2回定例会において、岐南町長の給与の特例に関する条例を上程させていただき、7月より給与の減額を行ったとのことです。そして、「こどもが笑顔で育つまち」の実現のため、子育て施策を推進したいということです。

令和7年度予算に計上の主立ったものとしたしましては、1つ目に、公約にも掲げておられます高校生の医療費無償化。これは、これまで中学生世代で対象であった医療費無償化を高校生世代まで拡大し、子育て家庭への経済的負担を軽減するものです。

2つ目は医療的ケア児の保育支援。これは町内の保育施設で、たんの吸引など日常的なサポート、医療的ケアが必要な子供の保育・教育サービスの利用を保障し、医療的ケア児を持つ保護者の育児負担の軽減や離職を防止するために看護師を配置し、受入れの体制を整え、潜在的なニーズに応えていくものです。

そして3つ目は、産後ケア事業の利用料減免の拡大。これは退院直後の母子に対し、心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業である産後ケア事業の利用料を来年度から経済的な負担軽減となるよう、全ての世帯を対象に減免するものでございます。

これらの事業の財源の一部としまして、削減した給与は充当をさせていただいております。

また、予算には計上されてはおりませんが、新たな子供の居場所の提供や子供提案事業の実現に向けて準備のほうもしており、今後も子育て世帯に広く深い支援になるような子育て施策のほうを進めてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 村山議員の8番目のご質問、機構改革についてお答えいたします。

令和7年度機構改革の町民の皆様への周知につきましては、町ホームページぎなんねっとにて、組織図や今回の機構改革のコンセプトを掲載しております。また、町広報紙「マイタウンぎなん」4月号におきましても、機構改革に関する特集記事の掲載

を予定しておりますので、アナログ・デジタルの両面から町民の皆様に周知を図ってまいります。

職員の配置につきましては、各職員が持つ専門知識や能力を最大限に活用するために、適材適所の原則により配置を行いたいと考えております。現時点で具体的な課の人数配分をお示しすることはできませんが、機構改革により業務が集約・分散されておりますので、業務ごとに必要な正職員及び会計年度任用職員を配置し、必要に応じて補助業務を行う派遣職員を配置することで、人員配置の最適化を図り、より質の高い住民サービスを提供してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 4番 村山博司議員。

○4番（村山博司君） それでは、通告に従いまして、1点だけ再質問させていただきます。

固定資産税の課税誤りは終結したのかについて再質問させていただきます。

今のご説明で、行政サービスにおけるヒューマンエラーの説明はよく分かりました。昨年の固定資産税の課税ミスの報道発表以降、議会等でも再発防止策は講じたのと、そういった説明をいただきました。今回また再発しました。再発防止をしても再発したため、再発防止になっていないんじゃないでしょうか。

先日、私と今回課税ミスが確認された知り合いの方と税務課に事情を聞きに行った際、昨年の報道以降、全件調査をしたと担当部署からお聞きしました。

今回の課税ミスは、課税対象として増えた土地、減った土地、2人の被害者の方が存在します。さらに、納税義務者である私の知り合いの方の名義の通帳からではなく、ご主人名義の通帳から勝手に約50万円もの固定資産税が引き落とされておりました。ご夫婦そろって激高されてみえました。マスコミ報道まであった直後に全件調査をしたにもかかわらず、このような重大なミスがまたヒューマンエラーで発生するものなのか、私は不思議でなりません。

そこで再質問いたします。

私の知り合いの方から、税務課名によるおわびの文書を見せていただきました。ミスの経緯に至った説明内容が非常に分かりにくく、さらにご主人の通帳から引き落とされた経緯や原因の説明、謝罪はありませんでした。通常、こういった重大ミスに対し、実務の対応は担当課が行うのはいいとしても、納税通知書や督促状名義である町長名で謝罪文を出すのが当たり前ではないでしょうか。

今回の重大な課税ミスについて、担当課から対応方法について報告や相談があった際、町長としてどのような指示をされたのかお伺いしたいと思います。

町長就任の前後に度々力説しておられました職員のスペシャリスト化について、職

員の専門性の向上に関し、この1年間、町長として具体的にどのような対策に取り組み、どんな実績を残したか、併せてお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 村山議員の再質問にお答えいたします。

ご指摘の課税誤りにつきましては、発覚後、早急に状況把握と原因究明をし、真摯な謝罪の上、後日、今後の対応について直接ご本人様にご説明をさせていただきました。あわせて、引き落とし口座が変更された件につきましては、過去に届出された内容に基づき、適正に処理された結果である旨をご説明し、ご本人様にはご理解いただけたものと認識しております。その際に、本件の経緯を文書でお渡しいたしました。このような場合の文書は税務課名で発出するのを通例としておりますので、それにのっとった対応とさせていただきました。

また本件について、町長からは、丁寧に対応することと再発防止の徹底、また時間をかけても過去に遡って点検するようという指示を受けております。

次に、職員のスペシャリスト化についてお答えいたします。

業務範囲が拡大し、制度が複雑化する中で、全ての職員が配属先の分野に関する専門知識と技能を習得していく必要がございます。ただ、スペシャリストを育成するには、1年という短い期間では到底無理でございます。時間をかけて計画的に育成をまいります。

また、自分に足りない分野の専門知識や技能を補うため、様々な研修への参加や、令和7年度より行う職員資格取得助成事業を利用して進めてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 4番 村山博司議員。

○4番（村山博司君） 今の件に再々質問させていただきます。

課税ミスを受けた私の知り合いの方から言われたことをそのままお話しします。

今回の件は、他の町民の方に私と同じように課税ミスがあるかもしれませんので、ぜひ広報紙などで町民の皆様に周知徹底してほしい。受け取った納税通知書の中身をよく確認するよう注意喚起してほしいとの要望を賜りました。さらに、もし注意喚起を行わないのであれば、プレス発表などをして新聞紙上などで注意喚起してもらうしか方法はないですねと話されてみえました。

全件調査を行ったとのことでしたが、これから新年度の課税はもちろんですが、この際改めて全件調査し、町民の信頼回復に努めるべきと考えております。

そこで改めて質問します。

昨年の固定資産税の2度の課税誤りの事件は記者発表されましたが、今回は行わな

いのでしょうか。

一職員の懲戒処分の記者発表をしている場合ではなく、町民生活の利害関係に影響する大きな案件であると考えます。課税ミスは、国保や介護の保険料、あるいは課税・非課税で受ける恩恵が決まる住民サービスへと影響が広がります。他の業務への影響に関する調査や対策は行ったのか、併せてお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（櫻井 明君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時06分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 村山議員の再質問にお答えいたします。

地方税法上、固定資産税につきましては、新年度4月につきましては閲覧期間を設けております。その間に、住民の皆様については、本人の課税状況については確認していただきたいと思います。また、固定資産税の納付書を送る際には課税明細というものが一緒に同封されております。それについても併せて確認のほうをしていただけるよう、ホームページ、広報紙等で周知してまいりたいと思います。また、課税について影響ある関係課につきましては、情報共有をしてまいりたいと思います。

また、今回の件につきましては、記者発表については考えておりません。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 4番 村山博司議員。

○4番（村山博司君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

職員の意識改革についてお伺いいたします。

強い組織は職員の成長から生まれるという町長の考える組織論を踏まえて、以下ご質問させていただきます。

既存の研修機能の活用について、市町村アカデミー等研修負担金はいつから支払われているのかお聞きします。また、既存の研修機関の活用状況について、当庁の職員の利用状況をお聞きします。

ところで、自治大学校は地方公務員に対する研修機関であります。高度な専門研修を通じ、地方公共団体の幹部となる職員の総合的な政策形成能力や行政管理能力を育成する役割を担っています。

また、岐阜県市町村研修センターへの過去5年間の参加実績はどうか。せっかくの自己啓発、職員のスペシャリスト化にはもってこいの研修機関であり、費用も安

価なはずであります。

まず第1に、このような研修機関に職員の方が参加しやすい環境づくりが望まれると思いますが、ご所見をお伺いいたします。

2つ目、職員の勤務時間について伺います。

さきの定例会で補正では可決がされましたが、通告をしていましたので、質問を改めてさせていただきます。

公平委員会の勧告があったので対応するという町長の考え方ではありますが、なぜ今まで見過ごされてきたのか。令和5年12月13日に公平委員会に措置要求があったわけであり。この時点では、前町長が3月5日に辞職することが分かるはずがありません。令和6年2月27日に第三者調査委員会の報告があったわけですから、報告書に基づいて2月28日に5分前朝礼をしなくてもよい旨の通知をするのが必要ではなかったでしょうか。業務命令の中でも嫌がらせやパワハラに該当する場合、命令が無効になり、断っても違反にならないのが通説であります。したがって、業務命令に従ってよかったのかもしれませんが、なかなか難しい課題もあるようでございます。前回も質問はいたしました、この算定基準、算定根拠が非常に曖昧な気がします。令和6年4月15日、公平委員会の説明では資料提出依頼を役場に、令和6年5月17日に町が回答、令和6年7月17日に措置要求の事実調査依頼、令和6年8月15日に町は事実調査の回答を示しております。令和6年11月19日措置要求の判定に伴う勧告を町は受けております。3月4日にこの案件は可決されましたが、やはり町民の皆様にも納得していただけるような詳細な資料提出、説明を求めたいと思います。

3つ目、職場内規律、情報共有の未来のあるべき姿についてお聞きします。

職場内規律と情報共有は必要不可欠であります。職員の皆さんが責任を持って住民サービスができるよう、職場環境の更新が望まれますが、ご所見をお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 村山議員の2項目め、意識改革についての1番目のご質問、既存の研修機能の活用はについてお答えいたします。

職員に関する研修機能の活用については、町においても重要な課題として認識しております。研修は、職員のスキル向上や業務の効率化を図るためだけでなく、住民サービスの向上において非常に重要な要素であるため、研修機能を最大限に活用することが求められています。研修先としては、公益財団法人岐阜県市町村研修センターや一般社団法人日本経営協会などがあります。研修機能を活用するためには、職員が自らのニーズに応じた研修を選択できるように、研修の内容や日程を庁内の掲示板で職

員が自由に選べるように、研修内容があれば情報提供をしております。また、研修会場へ行く対面研修だけではなく、オンラインでの研修もあります。以上のように、研修機能を活用するためには、職員が自ら成長を実感できる環境を整え、研修の質を向上させる取組が必要と考えております。今後も職員のスキル向上を図るだけでなく、研修の成果が住民サービスの質の向上につながるように、継続して研修機能を活用していくことに努めてまいります。

続きまして、2つ目のご質問、職員の出勤時間についてお答えいたします。

令和5年12月13日に公平委員会へ措置要求が提出され、翌年の4月17日に受理され、町へ通知されました。7月17日の回答では、町としての見解を示し、その後の8月15日に町長の指揮命令下に置かれた労働時間として5分間の時間外手当を令和6年3月5日まで支給するという対応を示しました。そして、11月19日に措置要求の判定に伴う勧告を受け、時間外手当の計算に入りました。勧告を受ける前に処理を行うことは、要求者の権利や意見を無視することにつながりかねません。よって、この勧告を受けてからの処理については適正であったと認識しております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） すみません、3つ目の職場内規律、情報共有の本来あるべき姿についてお答えします。

現在、町としてコンプライアンスの推進に取り組んでおります。役場組織として全体の経営理念を打ち出し、その理念の実現に向けた職員個人の行動指針を示し、しっかりと取り組んで、質の高い住民サービスの提供を図ってまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 4番 村山博司議員。

○4番（村山博司君） それでは、2点再質問させていただきます。

既存の研修機能の活用についてお聞きします。

職員の研修機能の活用や職員のスキル向上に対する役場の思いは十分分かりました。岐阜県市町村アカデミーのパンフレットを見てみますと、例えば研修内容として管理職のためのリーダーシップ、少子化社会への対策、市町村税の課税の事務、あるいは災害に強い地域づくりと危機管理など、時代の要請に合った研修内容がたくさんありました。また、この市町村アカデミーに対して岐南町は毎年50万円の負担金を支払っております。

そこで、2点再質問します。

改めて、これまでの実績をお伺いします。

直近3年間の役場職員の外部研修への参加人数をお尋ねします。町では、その実績

をどう評価されているのかをお尋ねしたいと思います。民間企業とは異なりますが、いい意味で競争原理が働かないと行政サービスはよくなりませんと思います。就任以来、風通しのよい組織風土や職員のスペシャリスト化を進めておられる町長に、この1年間の職員の資質の変化及び職員研修に関する今後の方針をお尋ねしたいと思います。

2つ目、職員の出勤時間についてお伺いします。

業務命令を下す立場の管理職を含め、さきの定例会でも述べましたが、何人かの職員に聞き取りをしました。その内容は、昨年4月15日に後藤町長が就任して以降、それまで同様5分前に朝礼が続けられていたとの証言であります。今回の補正予算の算定起算日が令和6年3月5日以前との説明でありました。3月6日に副町長の指示で5分前朝礼は解除すると職員に通知したとのことでしたが、聞き取りした職員はその通知や連絡は知らなかったそうであります。若い職員にしてみれば、仮に3月6日以降、管理職が朝礼のために5分前に出勤していれば暗黙の指示と受け取り、毎日5分前に出勤しないといけないと受け止めるのが自然ではないでしょうか。

そこで、3点質問します。

副町長が朝礼の解除をしたとしても、現場の管理職が従前どおり朝礼を実施していたら、一般職員は管理職の業務命令と受け止めるはずであります。今回の5分間の時間外勤務の予算約1,000万円の算定について、起算日を令和6年3月5日以前とした算定根拠をご説明ください。また、令和6年4月15日以降も5分前出勤が行われていたことについて、実際の現場を毎朝見てこられた町長はどう思われたのか、お聞きしたいと思います。

2つ目、今回のマスコミ報道を受けて、他の自治体における判断に与えた影響は少なくなき、岐南町固有の事件として片づけるのはいかがかと思います。その点、町のトップとしてどのようにお考えですか、お伺いします。

今回の公平委員会の勧告を受けて、役場職員の服務規程をどのように整備し、再発防止につなげていくお考えかをお伺いします。現在、朝礼は8時30分以降に行われているとのことでもありますが、今回この朝礼問題を教訓にし、役場の開庁・閉庁時間の見直しや職員の勤務時間の見直し、業務命令の文書化など、改善されたかどうかお伺いしたいと思います。職員の働き方改革について、トップである町長の今後の方針を伺います。以上です。

○議長（櫻井 明君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） まず私から、今回の件についてのトップとしての考え方ということでお答えをいたしたいと思います。

労働環境の改善や働き方改革が進む中で、前町長の命令が出ていた以上は、朝礼の

ための5分間という短い時間でさえ労働基準法の適用を遵守し、適切な労働時間として対応することは、行政として労働者の権利を尊重した適切な判断であると認識をしております。

3つ目の職員の働き方についての今後の方針につきましては、職員の確保が難しい中、限られた人的資源で町民目線に立った質の高いサービスを提供していくためには、全ての職員が力を発揮できるように職員の労働環境を改善し、業務の効率化を図ることが必要であるというふうに認識をしてございます。

私からは以上でございます。あとは担当部長が答えいたします。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 村山議員の再質問にお答えいたします。

市町村アカデミー等負担金で50万円の予算が組んであるんですけれども、これについては市町村アカデミーを含めて、一般社団法人日本経営協会や岐阜県市町村研修センターなどの研修費を含めた金額でございます。

直近3年間の職員の外部研修の参加人数につきましては、令和3年度は540人、令和4年度は476人、令和5年度は565人となっております。これは、一般社団法人日本経営協会、岐阜県市町村研修センターや担当業務に関連している団体などが開催している研修に参加した人数でございます。研修内容としては、新任担当者のための家屋評価の実務の進め方、条例起案・改廃の基本実務などがあります。研修案内から、自分の業務のスキルアップにつながり、職員の生産性向上や町民サービスの質の向上につながっております。

続きまして、職員の資質の変化と職員研修の今後の方針につきましては、業務範囲が拡大し、制度が複雑化する中で、全ての職員が配属先の分野に関する専門知識と技能を習得していく必要がございます。これを人事異動によりやっていくわけですが、スペシャリストというのは1年という短い期間ではできるものではなく、複数年かけて計画的に育成していくものと考えております。また、岐阜県市町村研修センターなどの研修に参加するなどして業務のスキルアップにつなげ、今後も引き続き職員の資質向上に向けた取組を進めてまいります。

また、職員研修の今後の方針といたしましては、自分に足りない分野の専門知識や技能を補うために、様々な研修への参加や令和7年度より行う職員資格取得助成事業を活用し、住民の多様なニーズに応え、質の高い行政サービスを提供できる人材を育成してまいります。

出勤時間についての1番目のご質問、副町長の朝礼の解除した後につきましても、必要に応じて自主的に各課で朝礼は実施されております。もちろん自主的という名称

であっても、実態として強制参加の場合は労働時間として含まれるケースもございます。しかし、現在の朝礼におきましては、特段の命令は出されておらず、参加は任意であり、不参加であっても不利益がないことから、これは労働時間に含まれないと解釈のほうをしております。

最後に、役場の開庁・閉庁時間、職員の勤務時間の見直しなどの改善については、住民の利便性を高めるための重要な施策であると認識しております。各課の窓口における手続によっては、受付から終了まで多くの時間を要するケースもあり、閉庁間際の来客対応のため時間外勤務ありきの勤務が常態的に発生している課も散見されます。現在、様々な自治体で開庁時間を変更している自治体も多くあることから、その状況を注視しながら、併せて住民のニーズを把握する必要があると認識しております。少ない労働力で必要な行政サービスを継続していくためには、2月からコンビニ交付も始まりましたが、これまでの業務を見直すとともに、オンライン申請など行かない窓口などの普及に力を入れるなど、働き方改革の観点から職員の能力を最大限に発揮できる職場環境を整備していく必要があるため、今後しっかりと検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 3番 長谷川 淳議員。

○3番（長谷川 淳君） 3番議員 長谷川でございます。

議長のお許しをいただきましたので、大きく5つの項目について、分割質問方式にて質問させていただきます。

それでは1つ目、野良猫と共に生きる。

最近、私どもは近所の方からご相談をいただきました。どんな内容かというと、岐南町は笠松町みたいに保護猫シェルターをつくったり、さくらねこ無料不妊手術事業に参加しないのというご相談でした。この方は近所にすみ着いている野良猫を2匹、自費で去勢のほうをされたとおっしゃっていました。正直、岐南町においてはあまり野良猫がいないと私自身勝手に結論を出しており、今まであまり関心がなかったことを反省し、今回一般質問で取り上げてみようと考えました。笠松町は厩舎の周辺に野良猫がすみ着き、競馬場などへの影響を鑑み、延べ100匹を超える野良猫にTNR、トラップ（捕獲する）、ニューター（不妊手術）、リターン（元の場所に戻す）の頭文字なんですけど、そのTNRを行ってきました。その次の施策として、野良猫たちの一時預かり施設として保護猫シェルターを開設したという経緯があります。

そこで、2点質問させていただきます。

1つ目、現在、岐南町内の野良猫の数をどの程度把握していますか。

2つ目、野良猫の不妊手術事業を行ってはどうか。

以上、答弁よろしく申し上げます。

○議長（櫻井 明君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 長谷川議員の1項目め、野良猫と生きるについて、1番目のご質問、現在町内の野良猫の数をどの程度把握しているかについてお答えいたします。

野良猫の数を把握するためには、飼い猫との区別や広範囲な調査・監視が必要であることから、現在までにそのような取組は行っておらず、正確な数は把握できておりません。ただし、野良猫に関するふん尿被害や鳴き声の問題など、年に数件ご相談や苦情を町民の方からいただいております。このため、野良猫が町内に一定数存在しているものと推察されます。

続きまして、2番目のご質問、野良猫の不妊手術事業を行ってはどうかについてお答えいたします。

野良猫の増加にお困りの地域において、野良猫に不妊手術を施すことは1代限りで命を全うさせ、個体数を抑制するための有効な手段の一つであると認識しております。しかし、飼い主のいない猫や飼い主が不明な猫に対して不妊手術をどのように実施するかという課題が存在します。

この課題の解決の一つに地域猫活動がございます。これは、地域住民の合意の下で野良猫の繁殖制限やふん尿処理を管理する活動です。この地域猫活動に取り組む団体であれば、岐阜県の支援事業や議員ご案内のさくらねこの無料不妊手術事業などを活用することができます。しかし、不妊手術後にあっては、その猫を元の地域に戻す必要がございます。繁殖こそ防げても、野良猫の寿命は2年から3年程度と言われており、引き続き地域との共生が求められます。苦情の多くはふん尿や夜間の鳴き声、ごみ荒らしであり、それを解決するためには地域の地道な活動が必要となります。地域全体でどう見守り、適切に管理していくかという大きな課題も残ります。町は野良猫の苦情の対応として、広報2月号でも、かわいそうな野良猫を増やさないため、また地域の生活環境を守るためにも、安易な餌やりを控える旨の記事を掲載したところがございます。今後も餌やりをしている方への個別の指導やマナー向上の啓発活動を実施してまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 3番 長谷川 淳議員。

○3番（長谷川 淳君） さくらねこの不妊手術というのは無料でできるんですけど、なかなか手続が煩雑というか、戻すための自治体の許可が要るとかということで、ちょっとハードルが、行政が介入するというのは手間がかかるというところもあるので、今は行えないという町の考えは分かりましたが、岐南町のほうも野良猫の数が今後増

えたりしたときはまた迅速に対応していただければと思います。

それでは、2項目めの質問に移ります。

犬のふん害対策、私は現在野中南に住んでいますが、家のすぐ前にはにぎわい街道があり、多くの方がウォーキングやランニングを楽しんでいます。私も子供とよくお散歩をするのですが、犬のふんがよく落ちています。子供が踏んでしまわないか非常に気をつけながらお散歩をしなければいけません。岐南町においても、犬のふんを捨てないように看板が設置してありますが、抑止効果はあまりないと感じます。他市町ではイエローチョーク作戦、牛乳パックでふんの放置対策、犬の散歩マナー啓発などの取組も見られます。岐南町においては、もっと飼い主の心に刺さるキャッチーな看板を設置してはどうかとも考えます。

そこで、1点ご質問させていただきます。

1つ、現在犬のふん害対策は行っているか、ご答弁よろしくお願いします。

○議長（櫻井 明君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 2項目めの犬のふん害対策に関する1番目のご質問、現在犬のふん害対策を行っているかについてお答えいたします。

犬のふん害につきましては、地域住民の皆様の生活環境に影響を与える重大な問題と認識しており、町では犬のふん害防止に向けた取組を幾つか実施しています。歩道や公園における犬のふんの放置を防止するため、町内各所にふんの持ち帰り看板を設置しております。また、啓発活動として定期的に広報紙で犬の飼い主の方へマナーの重要性を呼びかけております。さらに、犬のふんを放置した方が特定される場合には、岐南町飼い犬等のふん害の防止に関する要綱に基づき、適切な処理方法について個別に注意・指導を行っております。

にぎわい街道につきましては、多くの方に気持ちよくご利用いただくため、早急に注意看板の増設などの対策を実施いたします。なお、注意看板につきましては、景観に配慮しながらもアピール度の高いデザイン、視線誘導、場所を十分検討し設置いたします。今後も飼い主のマナー向上のため啓発活動を実施してまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 3番 長谷川 淳議員。

○3番（長谷川 淳君） 袋を持って散歩されていて、その後になぜか犬のふんが落ちていたというようなこともあったりとかするので、やはり飼い主の方の心に響くような看板を設置していただきたいなと思います。

それでは、3つ目の質問に移らせていただきます。

水路での事故を防ぐ。

岐南町においては、水路は排水路と用水路があります。今回は用水路の事故対策について質問していきたいと思います。

皆さんご存じかと思いますが、昨年５月、下呂市において４歳の子供が用水路に転落してお亡くなりになる事故がありました。このほかにも全国では用水路に転落してお亡くなりになってしまう事故は毎年全国で起こります。岐南町においては、私が岐南町に住み始めて７年目になりますが、そのような事故は起こっていません。といいますか、過去何十年と大きな事故は起こっていないということです。ですが、いつ起こるか分からないのが事故であり、いつ起こるか分からない事故を未然に防ぐ対策をするのが行政の仕事であると考えます。岐南町の水路は、柵も何も設置されていない箇所が何か所かあります。事故が起こってからでは遅いんです。田植の時期も迫っていますので、早急な対策をお願いします。

そこで、１点ご質問させていただきます。

用水路に柵を設置する考えはあるか、答弁よろしくをお願いします。

○議長（櫻井 明君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 長谷川議員の３項目め、水路での事故を防ぐに関しまして、用水路に柵を設置する考えはあるかについてお答えいたします。

町内の基幹農業用水路の維持管理につきましては、そのほとんどが羽島用水土地改良区が担っており、この管理は通水機能の確保にとどまらず、転落防止柵の設置をはじめとする安全対策も含まれているものと認識しております。水深があり、水量も多く、事故のリスクが高い基幹水路においては、一部フェンスが設置されているほか、道路拡幅工事などに伴い覆蓋化した箇所もございます。しかし、町内の用水路の多くが転落防止柵等の設置が未実施であり、通行者、特に小さなお子さんにとって一部危険な箇所となっている状況であります。町といたしましては、今後管理者であります羽島用水土地改良区に対し、さらなる安全対策の強化を要請いたします。特に、小学生の通学路に面する基幹用水路を中心に安全対策の実施を求め、危険箇所への転落防止柵の設置を要望してまいります。今後も町と羽島用水土地改良区が連携し、より安全で快適な生活環境の確保に向け、積極的な取組を進めてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） ３番 長谷川 淳議員。

○３番（長谷川 淳君） 議長のお許しをいただきましたので、１点再質問させていただきます。

羽島用水にそういう柵を設置するとかという義務はじゃあどこが負うべきかという問題は土地改良区が行うべきものでありますので、岐南町としては柵の設置を引き続

き要望するしかないとは思いますが、それはお願いいたします。それとは別に、町としての対策として、用水に面する道路の管理者として、土木課で行える対策もあるかなと考えます。例えば、注意喚起のポスターを電柱に貼ったりとか、ポールなどの設置、自治会の回覧の中に注意喚起の案内を入れ周知する、または学校にお願いをし、子供たちに周知をするなどです。

そこで1点、再質問させていただきます。

1つ、土木課として何か対策できることはないか、答弁よろしくをお願いします。

○議長（櫻井 明君） 井上哲也土木部長。

○土木部長（井上哲也君） 長谷川議員の3項目め、水路での事故を防ぐの再質問について、道路管理者からの立場からお答えをさせていただきます。

幹線用排水路付近において、通学路や地域住民の往来が多い場所に「あぶない危険！」や「あそばないで！」といった注意を促す看板を設置したり、反射機能を有した視線誘導標を設置するなど、通行する方々に注意喚起を講じているところでございます。また、用水路管理者と連携を図り、定期的を実施しております道路パトロールにおいて、極端に水位が上昇していないか、障害物がなく水流がスムーズであるかなどを確認し、水の事故が起きないように水路管理に努めているところでございます。今後におきましても、道・水路パトロールや地域住民などからの危険箇所の情報提供などを基に、自治会、学校など関係機関ともよく調整の上、事前に事故が防げるよう対策については迅速かつ効果的に対応できる体制づくりに努めてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 3番 長谷川 淳議員。

○3番（長谷川 淳君） この岐南町においては、今幸いなことに事故は起きていませんが、やはり看板、柵は羽島用水なのでどうなるか分かりませんが、町として看板を設置したり、学校での注意喚起や自治会さんをお願いして、みんなでそういうことを注意喚起を促すことによって安全性がさらに高まると考えていますので、引き続きよろしくをお願いいたします。

それでは、4つ目の質問に移らせていただきます。

岐南町の商工業者を守る。

先日、岐南町で建設業を営む方からこんな質問を受けました。今、町の防災倉庫の工事をやっているが、下請に岐南町の業者が入っていないのはおかしくないかという内容でした。確かに、それはそのとおりかなとも思います。しかしながら、いろいろ条件を難しくして入札を不調に終わらせたくない事情もあるかなとも思いますし、また入札の要綱を見てもみると、下請には町内の業者を使うことの推奨との記載があり

ます。ただ、岐南町民の税金で行われる公共事業は町内の業者でなるべく行い、お金を回すことが理想であると考えます。

そこで、2点ご質問させていただきます。

1つ目、現在行っていることはあるか、対策ですね。

2つ目、この問題の解決策はあるか。

以上2点、ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 長谷川議員の4項目め、岐南町の商工業を守るの1番目のご質問、現在行っていることはあるかと2番目のご質問、この問題の解決策はあるかは関連する事柄でございますので、併せてお答えいたします。

現在、町では公共事業、公共工事を発注する際、入札執行通知において、下請人に工事の一部を請け負わせる場合、町内業者育成の観点から極力岐南町内の業者に請け負わせる旨を記載しており、契約の際にも町内業者の活用を促しているところでございます。議員ご指摘の公共工事における下請業者の選定に関しては、地方自治体が地域経済の活性化や地元業者の支援を目的として、町内業者を優先的に利用する方針を持つことは可能ですが、強制的に町内業者を使用するようなルールを設けることには幾つかの法的な制約がございます。公共工事の発注に関する法律、特に公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律や地方自治法など、これらの法律では入札の公正性や透明性が求められており、特定の業者を強制的に選定することは競争原理を損なう可能性があります。独占禁止法では、取引先の選定において不当な制限を設けることが禁止されています。

また、下請代金支払遅延防止法においても、下請業者の選定に関する規定が設けられています。この法律は、元請業者が下請業者に対して不当な条件を強いることを防ぐためのものであり、下請業者の選定においても自由な競争が求められていますので、町内業者を強制的に下請に入れることはこれらの法律に反する行為となります。

したがって、強制的に下請業者に入れることは困難であるため、法令を遵守しつつ、地域経済の活性化を図るための工夫が求められます。町といたしましても、業者を選定する際や一般競争入札における参加資格について、町内業者育成などの観点から、町内業者の入札参加資格を引き下げることができることとしており、町内業者が活躍できる場を増やすことで地域経済の活性化につながることを期待しております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 3番 長谷川 淳議員。

○3番（長谷川 淳君） 法律を違反してまでやるべきことではもちろんないですし、

この岐南町における業者も、そういった公共工事はどこがやっているんだろうと調べてそういう業者とふだんからお付き合いできるような努力も必要ですし、ただ、今答弁がありましたみたいに、役場の職員が行政側として、やはりそういう地域の業者を育てるという意識を持って業務を行っていただくということは非常にいいことだと思いますので、その点だけ引き続き心に留めてお仕事をさせていただけたらいいのかなと思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

5つ目、育児の負担軽減を目指して。

2026年度から、全国の自治体で、こども誰でも通園制度の本格実施が始まります。岐南町においては、本年度からモデル事業を開始しております。私は、この事業は非常によい事業であると考えますが、行政にはこの制度の利用促進のためにも啓発活動を行っていただきたいと思っています。共働きの家庭は、いや応なく保育園等に子供を預けなければいけません。片や専業主婦の方は、物理的には四六時中子供と一緒にいることが可能です。昔から日本では男性は働き、女性は家を守るという考えが深く根づいています。最近では男女平等の考えが広まってきてはいますが、いろいろな方にお話を聞きますと、そういった背景も影響してか、一時的にでも子供を預けることに罪悪感や抵抗感がある親さんが一定数いらっしゃいます。

私は議員と自営業という仕事柄、たまに子供を私が見て、妻には友達と出かける時間をつくっています。母親も一人の人間です。子供と四六時中一緒にいたら疲れるし、ストレスもたまります。たまには気兼ねなく美容院へ行ったり、マッサージに行ったり、友達とランチに行く時間が絶対に必要であると考えます。また、そういったことが当たり前に推奨される世の中にしていかなければならないと考えます。そのためのこども誰でも通園制度なので、これを機に母親と父親へも伝わりやすい制度利用の推奨の啓発活動を行うべきです。

そこで、1点質問させていただきます。

1つ、制度開始前に特色ある啓発活動をすべきであると考えるがどうか、ご答弁よろしくをお願いします。

○議長（櫻井 明君） 岩田恵司福祉部長。

○福祉部長（岩田恵司君） 長谷川議員の5項目め、育児負担の軽減を目指しての制度開始前に特色ある啓発活動をすべきであると考えるがどうかについてお答えのほうをさせていただきます。

初めに、令和6年度に実施をいたしました、誰でも通園制度の試行的事業の現状について報告をさせていただきます。町は、県内で唯一この事業を実施し、その啓発方

法につきましては、プレス発表、LINE、広報紙による紹介をいたしました。7月の事業開始から2月の当該年度の受付を終了するまでにこの事業に利用者登録をされた方は57名あり、多くの登録をいただいたことはこの制度の需要の高さをうかがうことができます。誰でも通園制度の意義は、子供の成長の観点から、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備することを目的としております。

また、保護者にとっての意義についても、次のとおり大きく3つ定義づけられております。

1つ目は、専門的な知識や技術を持つ人と関わることで、孤独感、不安感の解消につながるるとともに、育児に関する負担感の軽減につながるというもの。

2つ目は、自分の子供と保育者の接し方を見ることで、子供の成長の過程と発達の現状を客観的に捉えられ、保護者自身が親として成長することができるというもの。

3つ目は、様々な情報や人とのつながりが広がり、子育てにおいて社会的資源を活用することにつながるというものです。

1つ目の意義にありますように、保護者の負担感を軽減することは、この制度において重要な要素であると捉えております。利用に関し不安を持たれている当人のみならず、誰もがこの制度に関し理解を深めることが利用しやすい環境の醸成につながりますので、制度を正しく啓発することが肝要であります。

3つ目の意義に、様々な情報発信が規定されていることも鑑み、議員と同様、制度利用前の啓発活動の重要性は認識をしております。利用対象者である子育て世代は比較的情報強者であることから、SNSといったデジタルコンテンツを活用することや、誰でも通園制度の提供事業者と連携した啓発の実施など、令和8年度の本格実施に向け準備を進めてまいります。また町としましては、誰でも通園制度の啓発のみならず、子供は地域で育てるものという概念を醸成できるよう、併せて情報発信のほうをしてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） ここで昼食のため暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

7番 松原浩二議員。

○7番（松原浩二君） 7番議員 松原でございます。

議長のお許しを得ましたので、一般質問、今回は大きく4項目について、分割にて

質問をさせていただきます。

まず1項目め、町の環境を問う、これは前議会、それから前々議会でも違う分野のところで質問もさせていただいております。今回は排水路清掃の関連についてでございます。

近年において、地球温暖化の影響もありまして、雑草の生え方、そういう植物の育ち方も早くなっているようで、町内各所においても雑草がはびこり、町民にとって大変迷惑となっています。道路沿いであれば、見通しが悪くなり、事故を誘発することにつながり、住居周りであれば害虫の発生につながるということもあります。

例えば、民地であれば所有者が除去すればいいという話ですが、町が管理するところにおいては町が対処することになり、ただし、それに係る費用も全部を解決しようとするとは相当な額になると思われます。

今年度も、野中地区においては2月に排水路清掃を行いました。これは3月、4月と続いてほかの地区でもやられるところがありますが、排水路の土砂をすくう前に、そこにはびこる大量の雑草を除去しなければならず、実際はその負担のほうが大きい排水路も幾つかあります。中には、草でなく樹木となっている、もう本当に木になって育っているというところもあって作業するのに大変な状況であります。

今年度は私も自治会長としてお願いして対応していただいたところもありますが、全部というわけにはいかず、その対応としては自治会員の方々にご尽力いただき、きれいにさせていただきました。ほかの自治会でも要望を出されておられるところもありますが、予算の都合上、なかなかすぐに全部というわけにはいかず、あるところでは雑草除去や樹木の伐採が大変な状況になっているのに町の対応がないなら排水路清掃自体をやらないぞと言われる、そういったところもありました。

実際に町の対応としては、要望があり、順番に対応されておられる形であると思いますが、どうも後手後手の対応のように思われますので、例えば計画的に、町を地域ごとに限定して、期間を決めて計画的に一掃するようなことがあれば樹木のような大変な状態になることも避けられると思いますが、お考えをお聞かせください。

以上、1項目めです。

○議長（櫻井 明君） 井上哲也土木部長。

○土木部長（井上哲也君） 松原議員の1項目め、町の環境を問うの排水路清掃についてお答えいたします。

排水路は、雨水や生活排水を適切に処理し、洪水や水害を防ぐための施設であります。このような排水路の定期的な清掃は大変重要な業務であり、これを怠ると土砂やごみが堆積し、流れが悪くなることで洪水のリスクが高まることになります。

近年は気候の変化、特に雨の降り方の変化が大きく、線状降水帯が各地で発生するなど局所化・甚大化する傾向にあることから、排水路の機能を維持することの重要性を一層高めております。そのため、町におきましては、現場の状況を総合的に判断し、水路清掃業務委託により排水路清掃を行っているところであります。

しかしながら、土木費の予算は、この水路清掃業務をはじめ道路維持業務など多くの業務に充てられており、限られた予算の中で町内約87キロメートルにも及ぶ排水路の清掃を行うことは困難であるため、自治会の皆様方のご協力により適切な機能が維持できていることに対しまして、感謝申し上げますところでございます。

今後の対応についてでございますが、議員ご提案の水路清掃業務について、町内を区域分けし、数年置きに定期的な実施ができないかということにつきましては、今後検討してまいります。

また、議員ご指摘の排水路敷における雑草、樹木の繁茂につきましては、通水を阻害するほか、排水路清掃に当たり支障となることは十分承知しておりますので、自治会などでの処理や対応が困難であるなどの事情がございましたらご相談いただきたいと思いますと考えております。

定期的な道路沿いや水路沿いの雑草などの一掃につきましても、町の住環境改善に大きく寄与するものではございますが、雑草などの繁殖は、その種類や土壌の質、気候などの条件に左右されるものであり、年あるいは月単位で生育状況が大きく異なることから、一掃という形ではなく、職員が実施する道路パトロールなどにおいて、道路沿い、水路沿いの雑草の繁茂の状況を注視し、必要に応じて速やかに対応するという形で進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、地域の住環境を向上させ、ひいては住民の安全の確保につながることから、今後も自治会の皆様方のご理解とご協力を賜り、一層の連携を深め、持続可能な環境づくりに努めてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 7番 松原浩二議員。

○7番（松原浩二君） ご答弁ありがとうございます。

細かいことをいえば、排水路清掃をやられる自治会は多分、道具の貸出しとかも頼んでという段取りがあると思いますので、やられるときは排水路清掃をやられるちょっと前ぐらいにやるのが一番効率的かなとは思っていますので、またご考慮ください。

続きまして、2項目め、自治会の関連についてお尋ねします。

自治会については、マイタウンの配付やリサイクル当番、可燃ごみ集積所の管理、ごみ拾いなど、清掃活動、排水路清掃は今言いましたが、それから高齢者の地域での見守り、また赤い羽根や緑の羽根の募金などの社会福祉関係など、住民の暮らしや社

会貢献など、大変大きな貢献をされておられると思います。町民運動会においても、自治会ごとに参加、野球やバレーボール大会なども自治会で出場しています。マイタウンとともに回覧を回して、町やいろいろな情報の周知にも関わっています。

そこで、以下4点お尋ねします。

当然ながらですが、全町民が自治会加入が望ましいと思われませんが、現在の加入率はどれだけでしょうか。また、町の人口は少しの増加傾向であるが、自治会をやめる方、それから、そもそも入らない方も最近よくあるようでございます。そういうふうにお聞きしておりますが、近年の自治会加入の増減の傾向はどのようでしょうか。

2点目、以前にも質問しておりますが、転入者が届出に見えたときの自治会加入の進め方、窓口ですね。自治会加入の勧め方はどのようにしておられるのでしょうか。

3点目、転入された方何人かちょっとお聞きしたところですが、窓口の職員の対応をされた方によっては、どうも紹介なのか、勧め方なのか、温度差があるように思われるんですが、実際はどのようでしょうか。

4点目、ごみ有料化に向けて。今議会に出ておりますごみ有料化に向けて町の方針にも変化があると思われませんが、現状の自治会で行っている関係作業についての変化についてお尋ねします。

以上、2項目め、4点お願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 松原議員の2項目め、自治会関連についての1番目のご質問、自治会の加入率はどれだけか、また近年のその推移はについてお答えいたします。

自治会の加入率については、令和6年4月時点で75.4%となっております。

また、近年の自治会加入率の推移としましては、平成26年の84.4%に対し、令和6年4月1日時点では75.4%となっており、この10年間で9ポイント減少しております。

自治会加入率の減少傾向につきましては、総務省のサイトで示されている地域コミュニティに関する研究会の報告書でも取り上げられており、総務省が実施した自治会等に関する市区町村の取組についてのアンケート調査によると、令和2年度時点での加入率の平均は71.7%となっています。また、10年前の平成22年度時点と比較しても全国的に自治会加入率の減少が見られ、全国共通の課題となっております。

続きまして、2番目のご質問、転入者に自治会加入の勧め方はどのようにしているかについてお答えいたします。

転入者の自治会加入の勧め方につきましては、本町に転入や転居された方に対して、自治会加入促進チラシを窓口で配付しております。具体的には、お住まいの地域

がどの自治会に該当するかや、その地域の自治会長の情報提供を行うほか、自治会の活動内容を紹介しております。このように、加入を検討されている方と自治会との橋渡しをすることで、転入や転居された方が自治会に加入していただけるよう努めております。

続きまして、3番目のご質問、窓口の職員により自治会加入の対応の差はあるかについてお答えいたします。

自治会加入を勧める際、窓口職員の対応に差はないと考えておりますが、実際には自治会加入に関する窓口職員の対応について、個々の職員によって差が生じることがあると認識しております。

自治会加入は、地域社会の活性化や住民同士のつながりを深める重要な要素であり、窓口での対応がその加入促進に大きな影響を与えておりますので、今後につきましては、窓口職員による対応に差ができるだけ出ないように、自治会加入促進チラシを活用し、自治会への加入促進を進めてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 松原議員の2項目め、自治会関連についての4番目のご質問、ごみ有料化に伴う自治会のお役目の変化はあるかについてお答えいたします。

町内のごみ処理に関しましては、日頃より自治会の皆様のご理解とご協力により適切に処理が行われています。特に、年42回にわたる不燃ごみ等の回収日における立ち当番では、自治会の皆様に多大なご尽力をいただいております。

このような協力体制によって町内の清潔さが維持され、ごみ減量、円滑なごみ処理が実現できていることに対し、心より感謝申し上げます。

ごみ有料化導入の目的の1つには、環境美化監視員や自治会役員、会員の負担軽減がございます。

現在、多くの自治会で環境美化監視員の成り手が不足しており、今後も高齢化や共働き世帯の増加、生活様式の多様化によって成り手が不足するという課題が続くことが予想されます。

ごみの有料化は、家庭から排出される可燃ごみのほか、不燃ごみや燃える大型ごみも対象に含まれます。これに関連し、現在実施しております不燃ごみや燃える大型ごみの地域でのステーション回収は令和7年9月末をもって終了し、それ以降は、町内に新たに設置します拠点回収場への自己搬入となる予定でございます。この変更により、立ち当番の回数を大幅に減らし、自治会の皆様の負担軽減が図られるものと考えます。

今後とも皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 7番 松原浩二議員。

○7番（松原浩二君） ご答弁ありがとうございます。

ごみの関連は今議会でもいろいろ話が進めておるところであると思います。仕組みが変わるときはなかなかすぐ変化に対応できるかどうかということもありますので、その辺はみんなでやることかとは思いますが、進めていっていただきたいと思います。

続きまして、3項目め、子供の環境についてお尋ねします。

全国的に少子化が進んでおり、小学校や中学校など児童・生徒数が減少して、それにより廃校や統合なども進んでいるようです。

岐南町においては、東小学校の教室を増設、また岐南中学校においてもクラスが増えるかどうかというところまで聞きました。そういう増えるような傾向で、考え方にもよりますが、ありがたい状況とも言えるでしょう。当然ながら、未来を担う子供たちの環境を整えてあげることが大人の役目であり、給食費無償化や医療費の無償化など、町も様々な施策を行っています。

そこで、以下5点お尋ねします。

1点目、以前にもお聞きしていますが、新年度に向けてということもありますが、保育園や小学校、中学校の教職員の確保はできておられますでしょうか。

2点目、子供の活動団体である子ども会の数や加入率を把握されておられますでしょうか。

また、加入を勧められるようなことはされておられるのでしょうか。

3点目、子供が増えてありがたい反面、それを受け入れる環境が必要です。現在、保育園の待機があるのかお尋ねします。

4点目、子どもの居場所づくり事業、ほほえみ子ども館の利用者数と効果はどのようでしょうか。

5点目、学童保育を現在使用している場所で、このまま続けていかれるのかお尋ねします。特に東町民センターにおいては、児童数が最多の東小学校の児童が対象になっておりまして、人数が多過ぎるということですが、2階だけでなく1階も使用するなど、この学童で使用するにより、老人クラブやほかのサークル活動の方々が、その時間が使えないなど、本来使用される方々が避けられるなど、そういう制限がかかることはちょっとおかしいのではないかと思います。お考えをお尋ねします。

以上です。

○議長（櫻井 明君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 松原議員の3項目めの子供の環境についての1番目のご質問、

保育園ほか小・中学校などの教職員の確保ができていくかについて、小・中学校に関わって、私のほうからお答えをさせていただきます。

令和7年度岐南町立小・中学校の教職員の定数の基準となる児童・生徒数でございますが、小学校の通常学級でいいますと1,352人、特別支援学級91人、中学校の通常学級661人、特別支援学級36人、通級指導教室が6学級となります。

これによって、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律による教員定数は137人となります。それから、岐阜県により配当された加配教員数が15名になります。令和7年2月28日現在で、定数の137人は100%確保をしております。また、加配教員については、15名のうちの13人まで確保している状況でございます。現在は、残り2人の常勤の教職員とともに、県費の非常勤あるいは町費の支援員を必要に応じて学校に配置し、子供の学びを支えられるように準備に努めているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 岩田恵司福祉部長。

○福祉部長（岩田恵司君） 松原議員の3項目め、子供の環境についての1番目のご質問、保育園ほか小・中学校などの教員数の確保はできていくかについてお答えのほうをさせていただきます。

町内の保育施設の人員につきましては、配置基準を満たしており、配置基準上の人員の不足はないと把握しております。この配置基準とは、国が保育士1人当たりが受け持つ子供の人数を定めたものです。年1回の県の指導監査を受けており、町内全ての保育施設人数に対する人員につきましては基準を満たしており、保育を実施しているものと認識のほうをしております。

続きまして、3番目のご質問、保育園などの待機はあるかについて、お答えをいたします。

○議長（櫻井 明君） 小野木崇夫住民部長。

○住民部長（小野木崇夫君） 松原議員の3項目め、子供の環境についての2番目のご質問、子ども会の数と加入率は把握しているか、また加入を進めるようなことはしているかについてお答えいたします。

初めに、子ども会は、地域の子供たちが集まり、学年を超えた交流や地域の様々な人との交流を通して、子供はもとより、そこに携わる大人もコミュニケーションが図られてきた大切な場であると認識しております。

本町の子ども会の現状でございますが、令和6年度の単位子ども会として29の子ども会があり、町内に在住している児童数1,426名に対して、加入者数1,107名、加入率は77.6%でございます。

子ども会の加入率の問題につきましては、ご存じのとおり全国的に低下傾向にあり、本町におきましても、その傾向は例外ではありません。加入率が減少しております要因といたしましては、コロナ禍を機に地域のつながりが弱くなったこと、また、スポーツ活動や習い事などにより時間的余裕がなくなっていること、ライフスタイルや価値観の変化、保護者の負担感による役員の担い手不足などが背景として挙げられると思います。

これらのことを踏まえ、子ども会育成協議会では、加入を促進するために様々な取組を行っております。

具体的には、1つ目、各校区の入学説明会のときに、加入することの重要性や活動内容について保護者向け説明会を開催。2つ目、外部講師を招き、楽しみながら活動するためのアドバイスや、お楽しみ会などの行事に併せて、楽しめる遊びやレクリエーションのレクチャーなど保護者向け講演会などを開催。3つ目、育成協議会理事会において、単位子ども会の活動紹介や円滑な運営の仕方などについて積極的な意見交換。4つ目、単位子ども会の活動記録を展示し、子ども会に加入していない方や地域の方々にも広く活動を知ってもらう機会の提供。最後ですが、子供たちが自主的に活動できるようにインリーダーを養成する研修の実施などを行っております。

また、町では、次世代を担う子供たちの健やかな成長を願い、育成協議会への補助金や資料の作成・印刷、各種事業の運営において、事務局として支援を行っております。

子ども会は、これらの取組などを通じて、より多くの子供たちが子ども会に加入し、地域の多くの子供たちと交流し、成長できる環境を整えていくことを目標としています。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 岩田恵司福祉部長。

○福祉部長（岩田恵司君） 松原議員の3項目めのご質問、保育園などの待機はあるかについてお答えのほうをいたします。

町としましては、未満児保育へのニーズの高まりは実感しておりますが、現在のところ、町内保育施設の待機児童はございません。

続きまして、4番目のご質問、子どもの居場所づくり事業の利用者数と効果はどうかについてお答えのほうをいたします。

現在、ほほえみ会館で実施している子どもの居場所づくり事業は、小学生が放課後や長期休業日に安全で安心に集える場所として、令和2年8月にスタートしました。

開設した当初はコロナ禍にあり、令和2年度に実施できた7か月間の利用児童数は延べ294人、月の平均が42人でした。

令和3年度は平均52人、令和4年度は101人と事業が周知されて利用者数は増加、新型コロナウイルスが5類感染症となった令和5年度には延べ2,490人、月の平均208人と利用者が大幅に増加いたしました。

利用する子供たちは、学校の放課後は1年生から3年生がほとんどです。また、長期休業日は6年生までの子供たちが、宿題をしたり、折り紙やボードゲーム、ドッジボールで遊んだり、自らがやりたい活動を行って過ごしています。

さらに、祖父母の世代、親の世代、子供の世代の三世代、三ちゃんとの交流や支援員による工作遊びなど、様々な世代と関わり、家庭や学校では得られない知識や経験を得る機会を設けており、学校とは違った場所で生き生きと遊ぶ、そんな姿が見られています。

このように、子どもの居場所事業のほほえみ会館が、安心して学びや遊びに集中できる場であることで子供たちの情緒的な安定と心身の健康を支えることができ、多世代交流では社会性や共感性を育むことができるなどの効果を感じております。

少子化や地域のつながりが薄れ、子供たちが遊び、学び合う機会が少なくなっている昨今、子供たちが安心して成長できる居場所をつくることは、子供が地域社会の中で心豊かに、健やかに育まれるために重要であると考えております。今後も引き続き、子どもの居場所事業を利用する子供がますます増えますように、ホームページ等で周知するとともに、委託先の岐南町社会福祉協議会と連携をしながら、子供たちが心安らぐ居場所の提供に努めてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 松原議員の3項目め、子供の環境についての5番目のご質問、学童保育を今の場所で続けるのかについてお答えいたします。

全国的には、学校施設内の空き教室等を利用した学童保育が主流である中、本町では人口が微増していること、小学校の学級編制が標準35人になったことにより学校内に余裕スペースがなく、空き教室を確保することができない状況にあります。このため、地域住民や利用者のご理解、ご協力をいただきながら、小学校から近く安全性も担保された施設である町民センターにおいて学童保育を実施していることは、子育て支援のニーズに応えるものであります。

現在、町民センターでの学童保育は非常に盛況であり、多くの子供たちが利用している状況にあります。よって、一般住民の学習、保育、休養及び集会の用に供する施設であることを軸としつつ、学童保育で利用しない時間帯は、可能な限り住民の皆様にも有効に活用をしていただけるよう配慮した上で、今後も町民センターにおいて学童保育を実施することにご理解を賜りたいと考えております。

一方、本町としましては、町民センターの設置目的に基づく利用者に対して制限がかかっている現状は課題であると捉えてもおります。このような課題の解消に向けて、現在、新たな子どもの居場所づくりとして、総合政策課を中心に庁内横断的に調査・研究を進めているところであります。

子供の居場所の選択肢を増やすことが、学童保育の解消が進み、ひいては本来の利用者への影響も少なくなることにつながりますので、引き続きその確保に向け、努めてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 7番 松原浩二議員。

○7番（松原浩二君） ご答弁ありがとうございます。

今後に期待しておりますし、保育園に関しては、町営が今なくなっておりますので、全部民営化していますので、また特に、密に連絡等していただけるといいかなとは思っています。

最後、4項目め、役場職員についてということで質問させていただきます。

役場職員の方々におかれましては、町や町民のためにいつもご尽力いただき、まずは感謝申し上げます。仕事をされるに当たり、いろいろなことがあると思いますが、これは一般の会社でも同じようにいろんなことがあるわけですが、職員の方は、入庁というか採用をされて職員になられるときに宣誓書というものがあります。これに名前を書かれるわけですが、これは岐南町職員のサービスの宣誓に関する条例ということでホームページにも載っておりますので、一部ちょっと読みます。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓いますということで署名をされておられます。

こういった最初の気持ちというか初心に返るということも一つ大事なかなと思って、新年度に向けてまた頑張っていっていただけたらいいかなと思います。

そこで、以下2点お尋ねします。

1点目、全国的なニュースにもなり、今議会でハラスメント条例制定に向かっているところですが、町や町民に対しては、円滑な業務が行われているのか危惧される声も聞いております。現在の状況についてお尋ねします。

また、部長や課長ほか職員同士での指導であるとか注意など、ハラスメントと言われるのを恐れて改善することなく進んでしまうなどそういったことは問題なく行われているのか、または何か問題があるのか、お尋ねします。

2点目、職員数は充足しているのでしょうか。

国の方針などで業務が増えたり複雑化するなど、また、来年度においては機構改革

として部も1つ増えることになりますが、いろいろなところでミスもなく円滑に進むのかお尋ねします。また、人数が多ければよいというわけではなく、職員一人一人がスキルアップすることにより人数をカバーできることにもつながりますので、どのようにお考えかをお尋ねします。

以上、4項目めでございます。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 松原議員の4項目め、役場職員についての1番目のご質問、現在の職場内の業務が円滑に行われているのかについてお答えいたします。

令和6年11月下旬から12月中旬にかけて、職員に対してコンプライアンスに関する意識調査を実施いたしました。その中で、職員同士が気軽に相談したり、意見を言い合ったりすることができる職場だと思うかについては、そう思う、おおむねそう思うが8割近く、業務上の問題が生じたときに指摘しやすいかについても、指摘しやすい、おおむね指摘しやすいが8割近くあり、職員同士や上司・部下でも意見を言いやすい職場と感じています。

しかし、担当者任せを防ぐため、相互支援体制の構築に取り組んでいますかについては、不十分、取り組んでいないが7割近くあり、相互支援体制の構築の取組が今後の課題として挙げられます。

現在の職場内の業務が円滑に行われているかについては、組織において非常に重要なテーマであり、業務の円滑な執行は、職員の生産性向上や町民サービスの質の向上に直結します。業務の円滑化を図るためには、職員間のコミュニケーションが不可欠であります。定期的なミーティングや情報共有の場を設けることで各部署間の連携を強化し、業務の進捗状況や課題を共有することができるよう努めてまいります。

続きまして、2つ目のご質問、優秀な新規職員の確保と現職のスキルアップをどのようにしていくかについてお答えいたします。

町においては、機構改革を実施し、総務人事課を新たに設置いたします。この改革は、行政の効率化と人材確保、さらには職員のスキルアップを図るための重要な一歩でございます。今後の行政運営において、より一層の効果を発揮することを目指しております。

優秀な新規職員の確保については、地方自治体にとって非常に重要な課題であり、地域の発展や行政サービスの質の向上に直結するものであります。採用募集については、広報紙やホームページ、SNS、専門サイトを活用した情報発信を行うことで多様な人材へアプローチをすることが重要であります。また、採用活動の開始時期や方法にも柔軟性が求められるため、早めに実施することで優秀な人材を確保できる可能

性が高まります。

次に、現職の職員に対するスキルアップの支援につきましては、公益財団法人岐阜県市町村研修センターや一般社団法人日本経営協会などの研修プログラムを実施し、職員が必要な知識や技術を習得できる機会を提供しております。

人材育成は、単なる業務遂行能力の向上だけではなく、職員一人一人が地域社会に貢献できる人材へと成長するための重要なプロセスであると考えています。今後も引き続き人材育成に力を入れ、優秀な職員を育てることで住民サービスの質の向上に努めてまいります。以上でございます。

————— ◇ —————

散会

○議長（櫻井 明君） 以上をもって、本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日から3月20日までの6日間は、議事の都合により休会とし、3月21日午前10時から会議を開きます。

午後 1時41分 散会

————— ◇ —————

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

櫻 井 明

岐南町議会議員

松 原 浩 二

岐南町議会議員

渡 邊 憲 司